



各 位

2020年5月12日

会 社 名 **株式会社 キッツ**
代表者名 代表取締役社長
堀田 康之
コード番号 6498(東証第一部)
問合せ先 経理部長
川口 忠昭
Tel (043) 299 - 0114

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月29日に開催予定の第106期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めておりますが、海外連結子会社と決算期を12月末に統一することでグループ全体の業績を適時的確に把握及び開示し経営の透明性を向上させることにより、グローバル企業としての経営体制をより一層強化することを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

これに伴い、現行定款の第12条(基準日)、第13条(招集)、第40条(事業年度)及び第42条(剰余金の配当の基準日)の規定の一部を変更するものであります。また、第107期事業年度は、2020年4月1日から同年12月31日までの9ヵ月決算となるため、その経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2020年6月29日(予定)

以上

(別紙)

(下線部分が変更箇所です。)

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年<u>3</u>月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。</p> <p>2. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月 1 日から<u>翌年</u>3月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月 30 日とする。</p> <p>3. 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年<u>12</u>月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。</p> <p>2. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。但し、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日から<u>12</u>月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月 30 日とする。</p> <p>3. 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 <u>第 40 条にかかわらず、第 107 期事業年度は、2020 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。</u></p> <p>第 2 条 <u>第 42 条にかかわらず、第 107 期事業年度の中間配当の基準日は、2020 年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>第 3 条 <u>附則の第 1 条乃至本条は、第 107 期事業年度の経過をもって削除する。</u></p>